

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

八戸市立小学校及び中学校の夏季休業日を変更するためのものである。

- ・各学校における教育課程編成の工夫等により、年間の必要な授業時間数が十分に確保されている状況であることから、小・中学校の夏季休業日を増やすことで熱中症を防ぎ、児童生徒の健康を保持することを目的とする。

2 改正の内容

第3条第1項第4号中「8月21日」を「8月23日」に改める。

- ・夏季休業日

(改正前) 7月22日から8月21日 31日間

(改正後) 7月22日から8月23日 33日間

※冬季休業日の変更は行わない。

3 施行時期

○この規則は、令和3年4月1日から施行する。